

グローバル産業人材育成事業補助金 宿泊旅費（地域区分）

	グローバル産業人材育成事業		
宿泊費 （1泊当たりの上限） ※上限額は税込	国内 1日あたり 9,800円（税込）		
	海外（4区分）1日あたりの上限度額（税込）		
	① シンガポール等（指定都市）	19,300円	
	② 北米、北欧等（甲地方）	16,100円	甲
	③ 香港、台湾等（乙地方）	12,900円	乙
④ 中国、南米等（丙地方）	11,600円	丙	

※ 県の旅費条例（第 34 条）及び同条例が示す、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）別表第 2 の 1 の備考 2 に定めるそれぞれの地域区分、設定額とする。

■ 指定都市

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リアド、アビジャン

■ 甲地方

北米地域：北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ。（西インド諸島及びマリアナ諸島を除く。）

欧州地域：ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ。（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

中近東地域：アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びに周辺の島しょ。

■ 乙地方

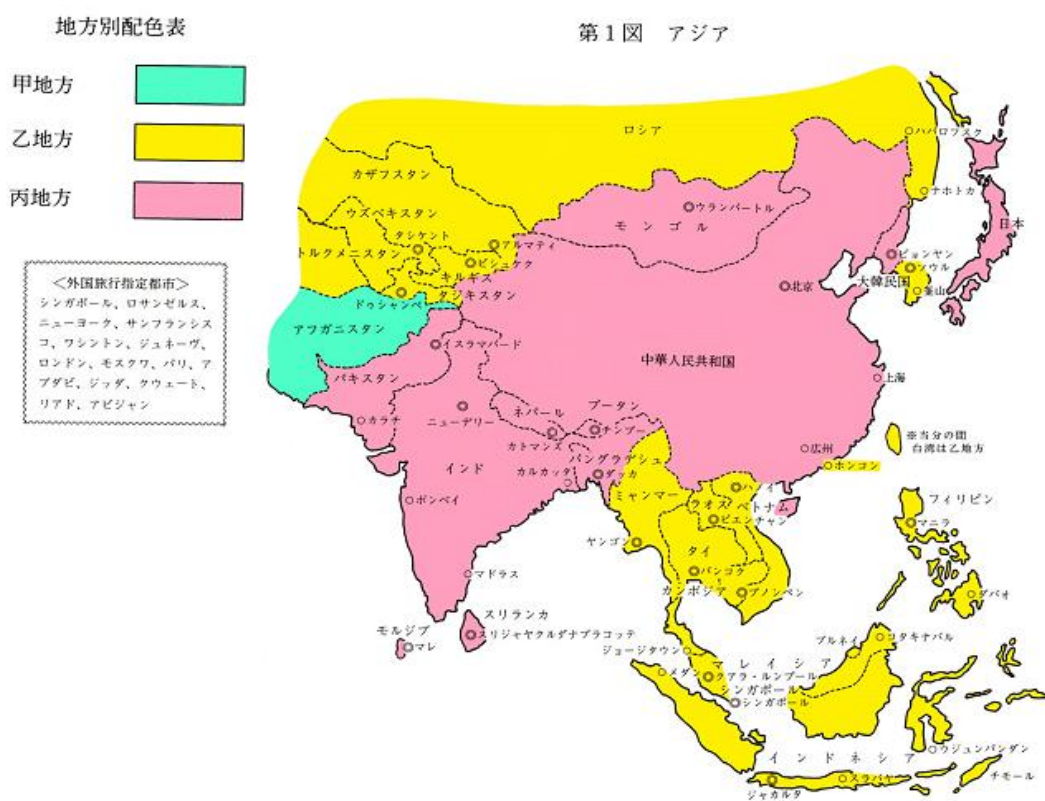
欧州地方：アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、ルーマニア、ロシア

アジア地域：インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、
 インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港、台湾
 並びにそれらの周辺の島しょ。

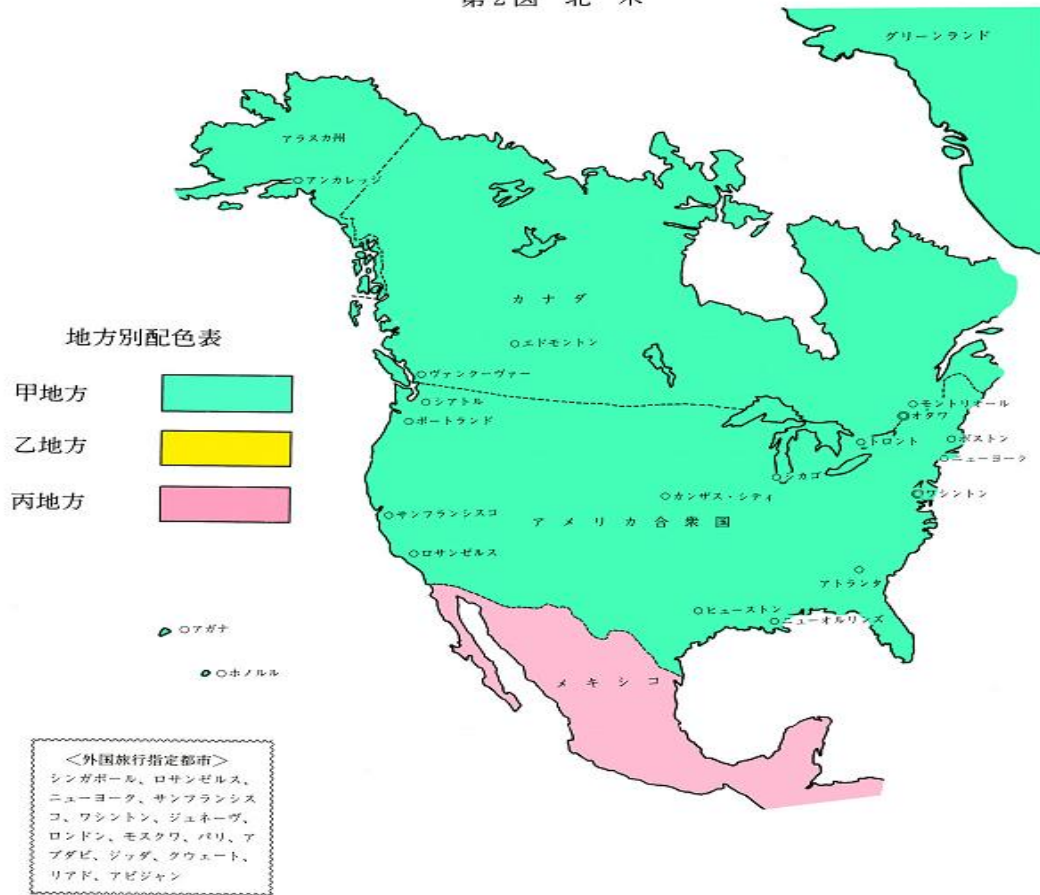
■ 丙地方

アジア地域、中国全域、マカオ、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域、南極地域

以下、地図にて地域区分、分布を示す。



第2図 北米



第3図 中南米

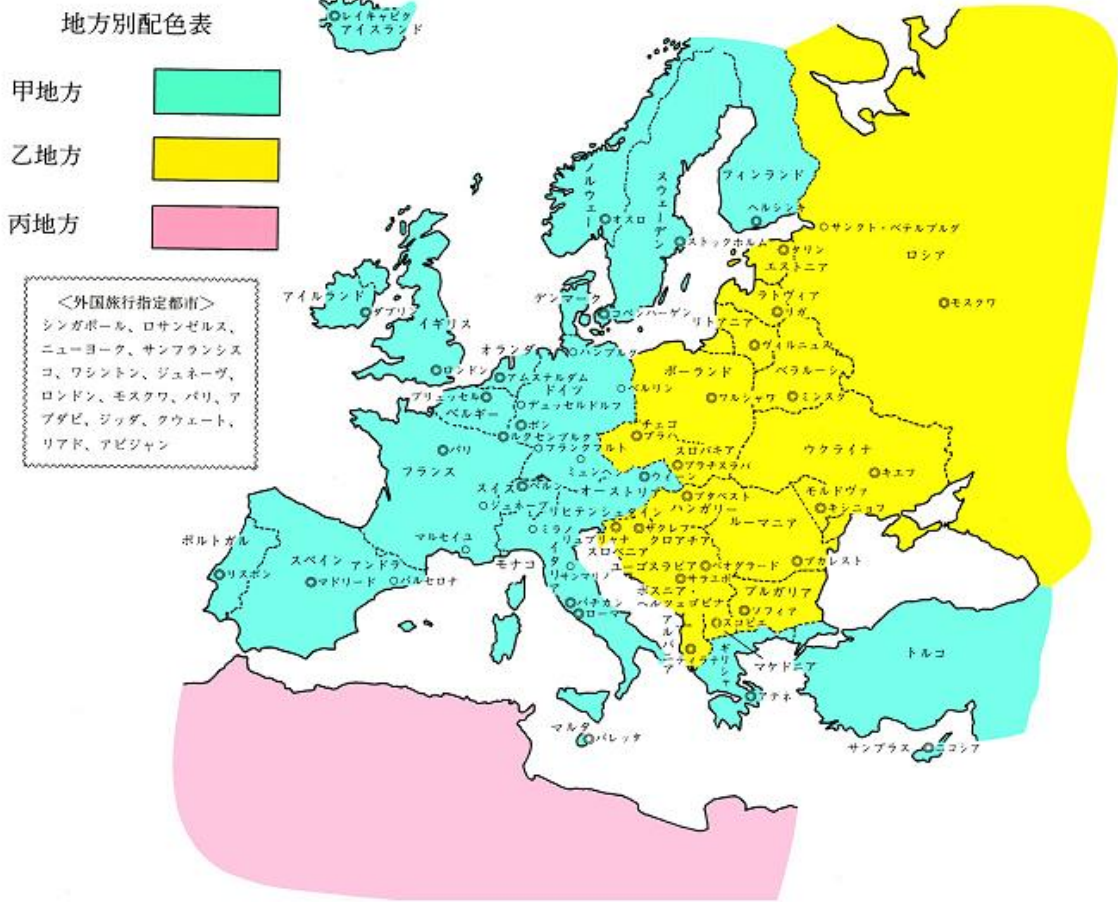
地方別配色表

甲地方	
乙地方	
丙地方	



＜外国旅行指定都市＞
 シンガポール、ロサンゼルス、
 ニューヨーク、サンフランシスコ、
 ワシントン、ジュネーブ、
 ロンドン、モスクワ、パリ、
 アブダビ、ジッダ、クウェート、
 リアド、アビジャン

第4図 欧州



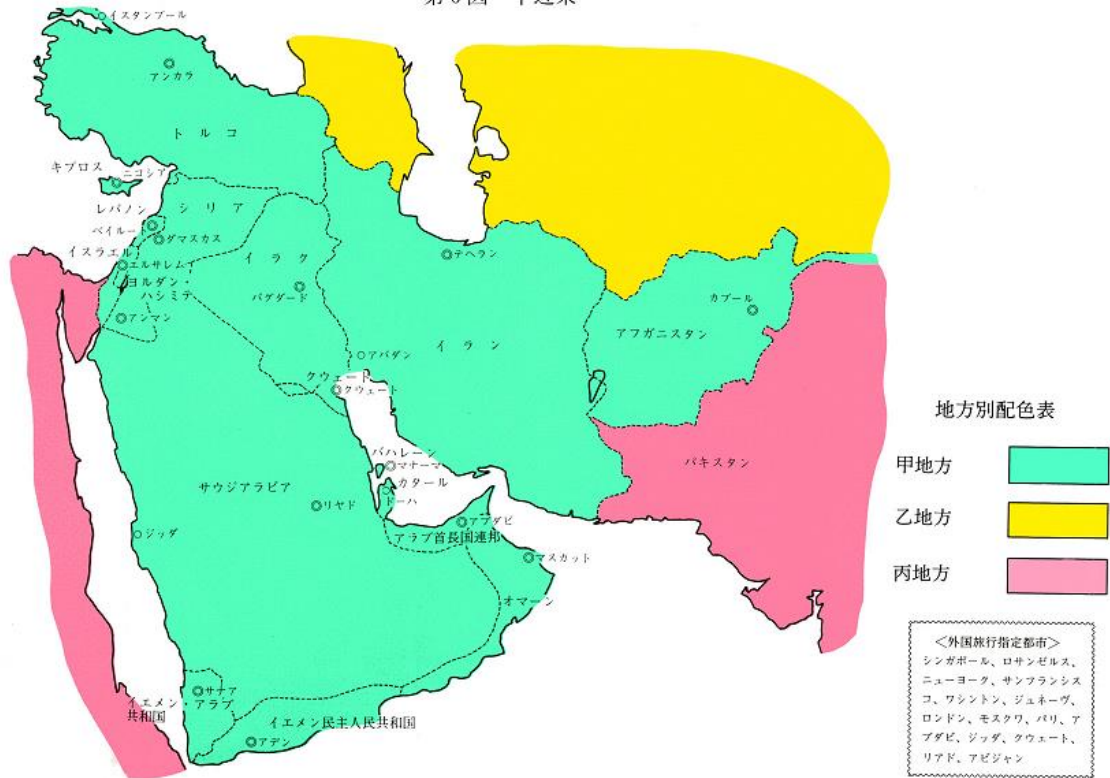
第5図 大洋州

地方別配色表

- 甲地方
- 乙地方
- 丙地方



第6図 中近東



第7図 アフリカ

